

「栃木県特別支援教育推進計画（2026-2030）（案）」に対する意見募集を行った結果、4名の方から計17件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。
提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項目	意見の内容	意見に対する考え方
計画の柱について	計画の柱の一つ目に「こども理解」という文言が示されたことは、改めて「こども理解」の重要性を表すことができるので、よい。	本県の特別支援教育の基本的な考え方の一つに、全てのこども自らが自信を育み、周囲の人々と相互に支え合う関係を築き、本来持っている力を最大限に發揮することができるよう、教員は子どもの理解を深め、子どもの安心感を高める指導・支援に努めることを示しております。これに基づき、栃木県特別支援教育推進計画（2026-2030）により、各施策を推進して参ります。
計画の全体像、第1～第3の解説部分について (計画案P5)	目的が明確に示されていて分かりやすい。特に第1の柱では、解説部分に「日常のかかわり合いを通してこども理解を深め(中略)全ての子どもの安心感を高めることができるよう」と示されたことで、目指すところが強調されてよい。	県内全ての学校における特別支援教育の一層の充実を図るため、取組の目的と意義を明確にし、現場での実践につなげることができるよう進めて参ります。
計画の全体像、施策項目について (計画案P5)	第1の3「障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための取組の充実」や第2の3「医療的ケア児への支援体制の充実」を基本施策として、新たに位置付けたことは、重点を置いていることが示されており、適切である。	御指摘の2項目については、その重要性を明確にし、取組を着実に進めるため、本計画において新たに基本施策として位置付けました。全ての子どもが、安全・安心な教育環境の中で自信と意欲を育み、本来持っている力を最大限に發揮できるよう、各取組の充実を図って参ります。
計画全体のことについて	それぞれのページに関係する参考資料の二次元コードが示されていて、分かりやすい。	本計画では、現場で必要な情報に迅速かつ確実にアクセスできるよう、各ページに関連する参考資料の二次元コードを掲載しました。これにより、教員や関係者が指導資料や事例集などの内容を容易に確認でき、計画の理解促進と取組の実効性向上につながることを目指しております。
第1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上		
基本施策1 全教員のこども理解に基づく特別支援	「(1)幼・小・中・高等学校における教員の研修等の充実」について、主な取組が具体的に示されていて、分かりやすい。特に	本県では、障害の有無に関わらず、全ての子どもが自己実現（社会的自立）を図っていくことを目指し、全ての子どもにと

<p>教育に関する専門性の向上 (計画案P6)</p>	<p>一つ目の◆に全ての幼児児童生徒にとって安心できる学級づくりや分かりやすい授業づくりの充実が示されたことは基本的な考え方が反映されていてよい。</p>	<p>って安心できる環境の下、全てのこどもを対象にわかりやすい学習活動等を意識して指導・支援に取り組むこととしております。日々の特別支援教育の視点に立った教育実践が、より一層充実するよう、関係施策を推進して参ります。</p>
	<p>「(2)特別支援学校における教員の研修等の充実」について、一つ目の◆に「一人一人の自立を支える」という文言が入ったことは目的が明確になり分かりやすい。後半の「カリキュラム・マネジメントに係る取組の推進」については、教員が具体的な取組のイメージを持ちながら取り組めるようにできるとよい。</p>	<p>本県では、「社会に開かれた教育課程」の実現という理念を踏まえ、様々な障害の状態等のあるこどもが主体的に学び、資質・能力を着実に身に付けられるよう、教育課程を軸として、こどもの姿から教育活動の質の向上を図る取組を推進しております。特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントについては、好事例の紹介や指導資料の活用等により、各学校における取組がより充実するよう、支援して参ります。</p>
	<p>「(2)特別支援学校における教員の研修等の充実」について、寄宿舎で行われてきた自律・自立につながる教育を、学校教育のカリキュラムとして授業参画の形で取り組んでいくという考え方と思うが、教育委員会の方針は生活力のみを強調しているように感じる。寄宿舎教育の知見を活かすのであれば、寄宿舎を体験した卒業生が在籍する事業所や企業等の意見も受ける必要がある。</p>	<p>一人一人の自立を支える視点は重要であることから、「基本施策6 進路指導、職業教育の充実(2)特別支援学校における職業教育・就労支援の充実」に掲げた、個々の卒業後の生活を見据えた指導・支援等に関する取組と併せて、充実を図って参ります。</p>
	<p>障害特性に応じたきめ細かな指導・支援を充実させるのであれば、知的障害特別支援学校に寄宿舎を設置する必要がある。また、寄宿舎教育の知見を活かすには、3校(盲学校、聾学校、のざわ特別支援学校)の寄宿舎の存続が必要である。</p> <p>チームワークで取組を進めてきた効果を生かすため、知的障害特別支援学校に配置する生活学習指導員の人数は複数名とすることが必要である。</p> <p>知的障害特別支援学校に、生活学習指導員として配置される</p>	<p>これまで5校(盲学校、聾学校、のざわ特別支援学校、栃木特別支援学校、那須特別支援学校)に設置されていた寄宿舎のうち、知的障害特別支援学校である栃木特別支援学校、那須特別支援学校の寄宿舎は、県内に知的障害特別支援学校の設置が進んだことや交通網の発達等により通学保障としての役割を概ね終えたことなどから、令和6年度末をもって閉舎しました。</p> <p>今後は、全ての知的障害特別支援学校に寄宿舎指導員を生</p>

	<p>寄宿舎指導員の十分な確保のため、寄宿舎指導員の採用試験を行う必要がある。</p>	<p>活学習指導員として配置することなどにより、生活に関する指導・支援の充実を図って参ります。</p> <p>また、生活学習指導員の配置にあたっては、教員との連携や生活学習指導員同士の情報交換により、寄宿舎指導の知見の活用が十分に図られ、児童生徒への指導・支援が一層充実するよう取り組んで参ります。</p>
<p>基本施策3</p> <p>障害の有無に関わらず相互理解を深めるための取組の充実 (計画案P8)</p>	<p>「(1)全ての児童生徒が安心できる学級づくりの充実」について、人とのかかわりを学ぶ貴重な機会である学校、学級という集団において、互いの立場や個性を認め合いながら安心してかかわり合い、人とのつながりや人とかかわることの大切さ、楽しさを感じ取ることができる教育の指針となると感じた。人権教育や道徳教育と関連させながら、教員はその研修を重ね、こどもたちの人とのかかわり方の手本となれるといい。</p>	<p>こどもが発達段階に応じた活動等を通して、多様性の理解や自己理解・他者理解を深めることの大切さを感じ、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う共生社会の実現に向けた意識が醸成されるよう、取組の充実を図って参ります。</p>
	<p>「(2)交流及び共同学習の充実」について、健常児者が、学校教育活動の中で障害児者とかかわり合い、学び合う機会があることは、未来の地域社会における障害児者理解の推進を担う人材の育成につながる。そのためには、小・中・高等学校において、自校の健常児者である児童生徒が障害児者との交流及び共同学習を通して得ることのできる学びやその意義をよく理解して、両者が同じ熱意を持ちながら進められるといい。</p>	<p>共生社会の実現を目指し、障害のあるこどもと障害のないこどもが継続的に関わり合いながら、お互いへの理解と学びを深め、友情を育む取組の充実が図られるよう、関係施策を推進して参ります。</p> <p>交流及び共同学習の実施にあたっては、関係する教員等がその意義やねらいなどを十分に理解することが重要であるため、市町教育委員会との連携を強化し、小・中学校等の教員への研修の充実を図るなど、理解促進に努めて参ります。</p>
<p>基本施策3</p> <p>障害の有無に関わらず相互理解を深めるための取組の充実 (計画案P9)</p>	<p>「(3)地域と連携した教育活動の充実」について、特別支援学校に通うこどもたちの卒業後の居住地域での豊かな生活を実現するためにも、在学中から居住地域について、余暇活動イベントや社会資源の活用方法などについて学習活動の一環として組み込み進めていくことが大切だと思う。</p>	<p>特別支援学校在籍者を対象に、生涯学習への意欲を高め、人生を豊かなものにするため、在学中から社会教育その他様々な学習機会に関する情報提供を行うとともに、地域の各団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動、生活に役立つ教養教室を体験するなど、卒業後を見据えた教育活動の充実を図って参ります。</p>

	<p>「(3) 地域と連携した教育活動の充実」について、特別支援学校がずっと地域社会の中にあるために、コミュニティ・スクール等の活用を通して、地域と連携した教育活動を充実させることは、地域社会のニーズや障害児者のニーズを融和させながら共生社会の実現につながる取組であると思う。</p>	<p>共生社会の実現を目指し、障害のある人と障害のないとの相互理解を促進するためには、交流及び共同学習の取組とともに、障害のあるこどもと地域の人々との交流活動を推進することは重要です。コミュニティ・スクールの活用も含め、地域や学校の実態等に応じた取組により、相互理解がより一層深められるよう進めて参ります。</p>
<p>基本施策 4 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実 (計画案P10)</p>	<p>「(1) 本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進」、◆三つ目の合理的配慮の内容を踏まえた指導・支援に関して、合理的配慮の提供にあたっては、本人・保護者と学校が建設的対話による相互理解を通じて合理的配慮の内容について合意形成を図るということを、全ての教員が理解しておけるとよい。</p>	<p>本県では、学校における合理的配慮の提供について、「栃木県特別支援教育推進計画」(R2.3 栃木県教育委員会)においてその重要性を示すとともに、啓発資料等の活用により周知を図ってきたところですが、引き続き、本計画に基づき、取組を推進して参ります。なお、該当ページの二次元コードから資料を参照できるようにし、全教員の理解促進を図って参ります。</p>
	<p>個別の教育支援計画は自分にとって必要なもの、大切なものと、本人が感じられ、その作成について、本人・保護者の理解が得られるよう、「全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上」に関する取組をより充実させていく必要がある。</p>	<p>教員が日常のかかわり合いを通してこどもの理解を深めるとともに、個別の教育支援計画の意義等を理解し、本人・保護者と十分に話し合いながら適切に作成・活用することで、一人一人のこどもに応じた指導・支援がより充実するよう、本計画に基づき、関係施策を推進して参ります。</p>
<p>基本施策 5 自立活動の指導の充実 (計画案P12)</p>	<p>「(1) 特別支援学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」について、生活訓練施設等を積極的に活用し、専門性のあるきめ細やかな指導を取り組んでいただきたい。卒業後の離職や福祉施設に通えなくなるなどの事例では、基本的生活支援や自立活動に不安がある。卒業後の生活を見据え、在学中に生活訓練施設や寄宿舎での充実した指導を行うことを望む。</p>	<p>一人一人の自立を支えるため、卒業後を見据えたきめ細かな指導・支援の一層の充実を目指し、こども理解に基づく教員の専門性の向上を図って参ります。各教科等の指導で取り扱われている基本的生活習慣に関する学習についても、自立活動の指導と密接に関連させながら行うとともに、指導内容等に応じて校内に設置されている生活訓練施設等も効果的に活用しながら、指導・支援の充実を図って参ります。</p>

第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実		
基本施策3 医療的ケア児への支援体制の充実 (計画案P18)	新たに項目が示されたことは、よい。「(1)医療的ケア実施体制の強化」について、「確実な引継ぎの実施」とあるが、何を引き継ぐのか、内容・方法のことなのか、具体的に示されるとよい。	御指摘のとおり、主な引継ぎ内容について明示することが望ましいと考え、「医療的ケア実施に係る安全確保に向け、医療的ケア児の状態や、ケアの内容、実施方法等、一人一人の児童生徒に応じた確実な引継ぎの推進」に修正いたします。
第3 教育の基盤整備		
基本施策1 学校安全の徹底・充実 (計画案P20)	医療的ケア児や重度重複障害児が通学する学校として、災害時個別避難計画の作成を市町と連携して確実に進めてほしい。 ※個別避難計画：高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画。市町村が、避難行動要支援者本人の同意を得て、関係者と連携して作成に努めるもの。	子どもが学校や地域において安全・安心に生活することができるよう、災害発生時の一人一人に応じた対応等について、保護者や市町と情報共有を図ることは重要であるため、本計画に基づき、市町を含めた関係機関等との連携強化を図って参ります。